

第1回都区財政調整協議会 協議内容

日時:令和7年12月2日(火) 19:35~20:05

会場:区政会館19階192会議室

出席者

都側:田中行政部長

区側:寺田新宿区副区長(会長)、佐藤文京区副区長(副会長)、川野大田区副区長(副会長)、中嶋北区副区長、荒牧目黒区副区長、宮下練馬区副区長、岸川墨田区副区長、入澤特別区長会事務局長、宮原特別区長会事務局長(司会)

1 開会

(司会)

ただいまから、令和7年度第1回都区財政調整協議会を開会いたします。

議題に入ります前に、財調協議会には、要綱で定める者の他、協議会が指名する者が出席できることとされております。区側から特別区長会事務局長を出席させたい旨の申し出がありました。よろしいでしょうか。

(都側委員)

異議ありません。

(司会)

了承をいただきましたので、区側委員として特別区長会事務局長に出席いただくことといたします。

次に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局総務部長、財務局主計部長、区側委員のうち、港区副区長が欠席です。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、都区財政調整都側提案事項について、都側委員から説明をお願いします。

2 都側提案事項説明

(都側委員)

私から、都側の提案事項を説明させていただきます。「令和8年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」をご覧ください。

まず、今年度の財調協議における都の基本的認識について、一言述べさせていただきます。

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善するもとの、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に加え、米国の通商政策や中東情勢の影響等による世界経済の悪化リスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要です。

また、元来、都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあります。

こうした中においても、東京の持続的発展を実現するためには、令和7年度都区財政調整方針で確認したように、都と特別区が、大都市東京をともに支えるパートナーとして、これまで以上に連携し、必要な施策を、時機を逸することなく的確に講じていく必要がありますが、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければなりません。

そのため、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めるなど、都区で自律的に算定を見直し、適切に運営していかなければなりません。

都としては、こうした基本的認識に則って、令和8年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせて、精力的に協議してまいります。

現時点では、都の財政当局から、都税収入の令和7年度最終見込みや令和8年度の見込みは示されておりませんが、月例経済報告によりますと、「景気は緩やかに回復している」とされているものの、「企業収益は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられる中で、改善に足踏みがみられる」とされています。また、物価高騰が長引く中、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはありません。

これを踏まえた行政部の見通しを申し上げます。

まず、今年度の調整税等についてですが、9月末までの実績を見ると、固定資産税の徴収実績は、前年同月比で約219億円の増、市町村民税法人分は、約319億円の増、法人事業税交付対象額の前年比増額である法人事業税は、約470億円の増となっています。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残は、現時点で約64億円ですが、今後、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議していきます。

次に、令和8年度の調整税等の概略的な見通しですが、固定資産税は、来年度、評価替えの年にはあたらぬことから、大きな変動要素はありませんので、税収動向に大きな変動はないと思われま。

市町村民税法人分は、企業業績の動向に大きく左右されることから、今後の経済情勢を慎重に見極めるとともに、税制改正の動向を注視していきます。

今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議していきます。

今回、東京都から提案する事項は、全部で12項目あります。

私からは、算定内容の見直しについて主なものを説明いたします。資料2枚目をご覧ください。

まず、議会総務費の欄、「区民関係等事務費（人権擁護員）の廃止」です。本件については、人権擁護員に係る経費の支出実態を調査したところ、1区のみの実績しか確認できなかったため、算定の廃止を提案するものです。

次に、民生費の欄、「身体障害者福祉電話通話料補助事業費の見直し」です。本件については、実態調査結果に基づき、補助事業費の算定の見直しを提案するものです。

最後に、土木費の欄、「都市再生総合整備事業の廃止」です。本件については、まちづくり事業の1つとして、本事業に要した経費を態容補正にて算定を行っているところですが、実態調査を行ったところ、今年度以降の実施予定がないことが確認できたため、算定の廃止を提案するものです。

東京都提案事項の説明は以上です。

3 区側提案事項説明

（司会）

続きまして、区側提案事項について、区側委員から説明をお願いいたします。

（区側委員）

私から区側提案事項について説明させていただきます。

提案本文の説明に入る前に、協議に臨むにあたりまして、区側の考え方を総括的に述べさせていただきます。

令和7年度財調協議は、都区間の配分割合を見直すという、非常に重要な協議だったと認識しております。

都区間の配分割合については、令和5年度財調協議において、都区の考え方に大きな隔たりがあり、当初算定時点で合意していない過去に例のない異例の事態となりました。

その後、新たに都区PTを設置し協議を継続することとなり、PTでの議論を踏まえ、令和7年度財調協議において、配分割合の変更に至ったことは、都区双方で真摯に協議を継続した結果であると考えております。

また、その他の事項についても、双方の歩み寄りもあり、とりまとめを行うことができました。

一方で、特別交付金をはじめとした現行制度上の諸課題のように、踏み込んだ議論とは

ならず、解決に至らなかった事項もありました。

最終的には、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意をし、今後、都区の連携・協力を一層進めていくことを確認しました。

このことを踏まえ、令和8年度財調協議では、今後、毎年度の協議を円滑に行っていくためにも、改めて都区財政調整の制度と運用への共通理解を深められるよう協議したいと考えております。

また、調整税の配分割合の中期的安定を図ることは、都区双方の役割分担に応じた事務事業の安定的且つ計画的執行に資することから、都区双方に大きな意義があると考えられます。都区財政調整制度における基本的枠組みは、こうした考え方を基盤とし、都と特別区総体それぞれに財源保障を行った上で、その結果である特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の均衡化を図られるよう、特別区財政調整交付金を交付することで特別区間の財源調整を行い、各特別区の財源保障を行うものです。

また、特別区の実態に則した財政需要を的確に算定することはもとより、協議上の諸課題の打開に向けて、真摯な協議を行い、具体的な改善を図る必要があると考えておりますので、是非ともよろしくお願いいたします。

以上を前提として、提案事項の本文について説明いたします。「令和8年度都区財政調整区側提案事項」をご覧ください。

特別区においては、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。さらに、労務単価の上昇や建築資材の高騰に伴って工事費が増加する中、高度経済成長期に集中的に整備され、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策の着実な実施など、取り組むべき喫緊の課題が山積しております。

令和8年度財調協議にあたっては、現在の社会経済状況の中において、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味し、取りまとめております。

調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、都におかれましては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区による調整結果を最大限尊重していただき、区側提案に沿った整理が行われるよう対応をお願いいたします。

具体的な内容ですが、第1に「都区間の財源配分に関する事項について」であります。

来年度の税制改正の全体像は明らかにされておりません。仮に、大規模な改正が実施される場合や、都区の役割分担において変更があった場合には、その影響額を踏まえて、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求めるものであります。

第2に「特別区相互間の財政調整について」であります。

特別区相互間の財政調整については、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都

と区で連携して取組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿った取りまとめを求めるものであります。

第3に「都区財政調整協議上の諸課題について」であります。

特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものであります。とりわけ、特別交付金については、割合が6%に変更になったことを踏まえ、算定ルールの見直しを図る必要があると考えておりますので、前向きな対応をいただきたく存じます。また、冒頭申し上げたとおり、今後の円滑な財調協議に向け、財調制度への共通理解を持つため、「基準財政需要額のあり方」について、引き続き協議したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

その他の費目ごとの提案内容については、次のページ以降に説明資料をお付けしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

最後になりますが、課題を解決するために、お互いの立場を尊重しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。真摯にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

4 協議

(司会)

それでは、ただいまの都区双方の説明を踏まえて、協議に入らせていただきます。
意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

【特別交付金】

(区側委員)

私からは、特別交付金について発言いたします。

令和7年度財調協議において、都側から都区間の配分割合の変更と合わせ、特別交付金の割合を5%から6%に変更する案が示され、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れました。

受け入れにあたり、区側は、特別交付金の割合が6%に変更になることから、早急にルール作りが必要であると発言しました。

これに対し、都側からは「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ねて合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論がない」という回答がありました。

このことを踏まえ、算定ルールの見直しを提案します。なお、特別交付金の算定ルールは、これまでの財調協議における都区合意により、数次の改正がされ、改善が図られてき

ております。しかしながら、都区双方にとって、より有益な内容とするためには、更なる改善の余地があると考えておりますので、是非、前向きにご検討いただきたいと思います。

<過誤納還付金>

次に、調整税に係る過誤納還付金の取り扱いについてです。

過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてまいりました。

このような協議を続けている一方で、都は、平成 17 年度以降、毎年、区との合意がないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っております。例年申し上げておりますが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたいと思います。

(司会)

意見ありますか。

(都側委員)

特別交付金の割合については、令和 7 年の都区協議会において、条例の本則を 5 % から 6 % に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものです。

特別交付金の算定ルールについては、都区合意に基づき策定されており、その内容について問題はないと考えておりますが、区側から提案内容の詳細が示されれば、その点について都区で議論していきたいと考えております。

<過誤納還付金>

過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられており、平成 21 年度は約 759 億円、平成 21 年度以降の累計額は約 3,600 億円になることから、国への提案要求を行っております。

都としては、是非とも区側の理解をいただきまして、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたいと思います。

(司会)

他に、意見ありますか。

【都市計画交付金】

(区側委員)

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都区制度が適用されていることから都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものです。

都市計画税が増収傾向にある中、都市計画交付金の令和7年度当初予算額は前年度より100億円増の300億円となり増額が図られたところです。

区側としては、引き続き、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保や全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案いたします。

また、都市計画事業の都区双方の実施実態について、従前からの必要な情報提示の求めに、応じていただけておりません。都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源が確保されているかを検証するためにも、必要な情報の提示を改めて求めます。

平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯があります。それ以降の財調協議においては、都側は財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解を示し、実質的な議論ができておりません。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要です。都市計画交付金につきまして、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えておりますので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いいたします。

(司会)

意見ありますか。

(都側委員)

特別区における都市計画事業の円滑な実施は、都としても重要であると考えております。

そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題などをお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、令和7年度予算では、特別区における都市計画事業の事業動向等を踏まえ、前年度より100億円増の300億円を計上するなど、予算の増額にも取り組んできました。

今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応してまいります。

5 都側総括意見

(司会)

それでは、意見も出尽くされたようですので、それぞれの提案について、まず、都側から意見がありましたら、お願いします。

(都側委員)

それでは、区側提案事項に関しまして、この場では総括的な意見を申し上げます。

ただいま、「都区間の財源配分」、「特別区相互間の財政調整」及び「都区財政調整上の諸課題」の3事項について、ご説明がありました。

私からは、東京都の基本的な考え方を申し上げます。

まず、「都区間の財源配分」について、であります。

大規模な税制改正が実施される場合や都区の役割分担において変更があった場合には、影響額を踏まえて、配分割合の見直しを求めるとの提案であります。現時点では税制改正の動きは不透明であり、具体的な議論をする段階にはないものと考えております。

なお、都区双方の役割分担について言及がありましたが、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していくものであります。

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであります。

都区双方が合意した「令和7年度都区財政調整方針」の文面のとおりです。

次に、「特別区相互間の財政調整」について、であります。

特別区相互間の財政調整については、「特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿った取りまとめを求める」との発言がありました。

都としては、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところでありますが、令和8年度の都区財政調整も、引き続き国や他の自治体から、厳しい目が向けられている中での協議となります。

こうした状況の中、都区制度の根幹である都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があります。

そうした観点から、都側から算定方法の見直しなどを提案しております。一方、区側か

らは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議してまいります。

次に、「都区財政調整協議上の諸課題」に係る提案についてですが、先ほど発言させていただいたとおりであります。

最後に、財調協議においては、都区双方で議論を尽くすことが極めて重要と考えます。

都としては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

6 区側総括意見

(司会)

次に、区側から意見がありましたら、お願いします。

(区側委員)

私から、区側の総括意見を述べさせていただきます。

先ほど都側から、都と特別区を取り巻く環境について、国や他の自治体から厳しい目が向けられているとの認識が示され、都区財調制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく、との考え方にに基づき、提案をいただいたところです。

一方で、特別区では、首都直下地震への備えなどの大都市特有の行政需要を抱えています。さらに、労務単価の上昇や建築資材の高騰に伴い工事費が増加する中、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策の着実な実施など、取り組むべき喫緊の課題が山積しています。

このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していかなければなりません。そのため、区側としても、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、あらゆる観点から区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところです。

また、都側からは、「真摯に協議に取り組む」との発言がありました。一方で現行制度上の諸課題については、課題解決に向けた前向きな見解を示していただけではありません。区側としても、都区財調制度を適切に運用していくために、誠意をもって臨んでまいります。今後の協議において、区側提案に対する都側の見解を明確に示していただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしくお願いいたします。

区側の総括意見は以上です。

ここで、今後の協議日程について提案したいと思います。

本日の協議内容を踏まえた個別事項の具体的な検討については、都区財政調整協議会幹事会に下命し、その結果をまって再度協議したいと思います。いかがでしょうか。

(司会)

ただいま、区側委員から幹事会への下命に係る提案がありましたが、いかがでしょうか。

(都側委員)

異議ありません。

(司会)

それでは、提案のとおり、財調協議会幹事会に検討を下命することといたします。

以上で、予定されました案件は終わりますが、せっかくの機会ですので、何かありましたら、自由に発言してください。

以上で、第1回都区財政調整協議会を終了いたします。

※ 上記は都側で記録したものである。